

令和 6 年 5 月 30 日

各障がい福祉サービス事業所 代表者 様

大阪市福祉局障がい者施策部
障 が い 福 祉 課 長

令和 6 年度「障がい福祉分野の I C T 導入モデル事業」に係る
事前協議について（依頼）

平素は、本市障がい福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題について、別添のとおり厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障がい福祉課より「令和 6 年度（令和 5 年度からの繰越分）障害福祉分野の I C T 導入モデル事業」の国庫補助協議に関する事務連絡がありました。

つきましては、次のとおり事前協議を実施しますので、当該事業のご活用を希望される場合は、下記内容をご確認のうえ、期日までに必要書類をご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 事業目的

障がい福祉サービス事業所等が情報端末やソフトウェア等を導入・活用することにより、事業所等における業務効率化及び職員の業務負担軽減の推進並びに I C T の活用モデルを構築することを目的としています。

2 補助対象要件

当該事業がモデル事業である性質を鑑み、I C T 機器等の導入効果が特に高く、また大阪市において過去に実施した当該事業における導入事例以外の好事例として活用できるものを補助対象とします。

なお、大阪市での過去の導入事例については、別紙を参照ください。

3 補助対象事業所

- (1) 障がい福祉サービス事業所
- (2) 障がい者支援施設
- (3) 一般相談支援事業所
- (4) 特定相談支援事業所

※「障がい児通所事業所」、「障がい児入所支援事業所」及び「障がい児相談支援事業所」は対象ではありません。

4 補助対象

- (ア) 情報端末（タブレット端末、スマートフォン等ハードウェア、インカム）
- (イ) ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）
- (ウ) 通信環境機器等（Wi-Fi ルーターなど）
- (エ) 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

（対象経費にかかる留意事項）

- ・対象となる経費は、令和6年度中に係る経費のみを対象とする。
- ・「①情報端末」については、業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアを対象とする。
- ・「②ソフトウェア」については、下記(1)～(2)のいずれかに該当する製品を対象とする。
なお、いずれの場合も研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であることとする。
 - (1) 事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっているもの。
 - (2) バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一気通貫（転記等の業務が発生しない）の環境が実現できるもの。
- ・「③通信環境機器等」及び「④保守経費等」については、「①情報端末」及び「②ソフトウェア」の導入に必要なものに限り対象とする。

5 補助基準額及び補助率（1施設または1事業所あたり）

（補助基準額）100万円

（補助率）3/4

（補助上限額）75万円〔100万円×3/4（補助基準額×補助率）〕

6 留意事項

- ・本市が実施するICT導入に伴う研修会に参加すること。
- ・事業実施にあたっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。なお、専売品等、複数業者から見積書を徴することができない場合は、その旨を明記すること。
- ・当該事業によりICTを導入した事業者は、事業完了後、客観的かつ定量的な指標に基づくICT導入前後の比較を行い、事業所等における業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について本市へ報告すること。
- ・過去に障がい福祉サービス事業者等に対する同様のICT導入支援補助金（「令和4年度障がい福祉分野のICT導入モデル事業」等）により補助を受け、同種のICT機器等を購入した事業者は本事業による補助の対象とはならないこと。
- ・経済産業省が実施している「サービス等生産性向上IT導入支援事業」やこども家庭庁が実施している「地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業」による補助を受けるICT導入事業については、本事業による補助の対象とはならないこと。
- ・「障がい福祉分野のロボット等導入支援事業」による補助事業の対象となるものについては、本事業による補助の対象とはならないこと。

7 必要書類

- (1) 事業計画書（国庫補助協議用）
- (2) 積算内訳
- (3) ICT導入経費にかかる見積書の写し（2社以上）
- (4) ICT導入にかかる物品等の仕様書（カタログ等）

8 必要書類の提出について

（提出期限）令和6年6月20日（木） 18時まで

（提出方法）大阪市行政オンラインシステムにて提出



【大阪市行政オンラインシステム】

タイトル（令和6年度障がい福祉分野のICT導入モデル事業の事前協議）

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/33cc997f-bfb2-46a0-af7b-964e40e8fc98/start>

9 その他

- ・補助は予算の範囲内で行うため、応募状況が予算を超える場合は、本市にて優先順位を設定し、採否を決定する場合があります。
- ・本市の交付決定前にICT機器等を導入した場合は、補助の対象外となります。
- ・令和5年度の本事業の実施スケジュールは以下のとおりです。
令和6年度も同様のスケジュールでの実施が見込まれます。

（参考）令和5年度 実施スケジュール

令和5年5～6月 事前協議の実施

令和5年10月 国庫補助の内示

令和5年12月 事業者向け研修会の実施
大阪市へ交付申請の提出

令和6年1月 大阪市から交付決定、ICT機器の導入

令和6年3月 大阪市へ実績報告書の提出

令和6年5月 大阪市より補助金の交付

【担当】

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20
大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課
担当：松本・河合
TEL：06-6208-8071
FAX：06-6202-6962
<mailto:fa0025@city.osaka.lg.jp>